

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会  
山形県要保護児童自立支援資金貸付制度運営要領

第1 要領の目的

「社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県要保護児童自立支援資金貸付制度実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「山形県社協」という。）が実施する要保護児童自立支援資金貸付制度における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

第2 貸付対象者について

- (1) 貸付対象者は、山形県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又はこれらを退所した者並びに里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中若しくは委託を解除された者とする。
- (2) 要綱第4の1、2に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。
- (3) 進学者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする。
- (4) 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする。
- (5) 就職者には、山形県社協が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。

第3 貸付期間について

要綱第5の1および2に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中も含むものとする。

第4 貸付金の限度について

- (1) 家賃支援費の貸付けの限度額となる「居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額」については、単身世帯の額とする。なお、都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示される場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。
- (2) 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁されている場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

第5 貸付金の交付方法について

貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については分割又は月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

第6 連帯保証人について

連帯保証人は、原則として1名とする。

## 第7 返還について

- (1) 要綱第10及び第11の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合をいう。
- (2) 要綱第10の(3)に規定する「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号の1に該当する場合をいう。
  - ① 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
  - ② 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
  - ③ 死亡したとき
  - ④ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

## 第8 返還の債務の裁量免除について

- (1) 要綱第12の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

また、要綱第12の(3)に規定する返還の裁量免除は、本貸付事業が児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に判断し適用するものとする。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。
- (2) 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、要綱第12の(4)の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

## 第9 会計経理について

山形県社協は、要綱第14の規定により会計経理を明確にするものとする。また、当該会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を作成し、山形県知事に報告するものとする。

## 第10 事業の廃止について

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び山形県が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知）の別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」第15の3の規定に基づき行うものとする。

## 第11 留意事項等

資金の貸付けにあたって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要とする。

## ( 附 則 )

この要領は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

一部改正 令和4年1月27日に改正し、令和3年12月20日から適用する。

一部改正 令和6年4月15日に改正し、令和6年4月1日から適用する。